

ID: 3031

担当部署: 産業課

処分の概要	公用等に供する土地を含む土地の一定の地域を定める承認(国土交通省所管の国有財産(河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第92条第1項の規定により不用物件となったものを含む。))で、県が管理するものに限る。))に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第5条第6項(第48条第9項(第84条において準用する場合を含む。))、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第5条第6項の規定による。</p> <p>6 国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第1項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日